

## 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会善意銀行設置要綱

### 1. 趣 旨

何か、社会のためになることをしたい、困った事情にある人を助けたいという暖かい善意は誰でも心の底に持っていると思われれます。

ただ、このような善意も、その多くは、一粒、一粒が余りにも小さすぎるために遠慮したり、どのような形で現したらよいかわからないままに心に埋もれてしまっているのです。

潤いの少ない、目まぐるしい社会の変動の中で、明るい人間関係をつくろうとする人々の善意は限りなく美しいものです。善意が善意を呼び、全ての心が善意で結ばれ、幸せな社会づくりの原動力となるような人々のよき相手となり、このような善意を預託という形でお預かりして、社会全体のために最大限に役立たせようとする窓口が善意銀行です。

真岡市社会福祉協議会善意銀行は、自発的によるボランティア活動を助成し【善意の輪をつなぎ】によって明るい社会を構築しようとするものです。

### 2. 名 称

真岡市社会福祉協議会善意銀行

### 3. 設置主体

真岡市社会福祉協議会

### 4. 業務内容

#### (1) 預託口座の種類

- ア 技能預託
- イ 労力預託
- ウ 金品預託
- エ 特別預託

#### (2) 払出し

- ア 技術・労力・特別預託

預託した活動範囲において地域や施設、その他の要望を勘案してボランティア活動をお願いします。

- イ 金品預託

預託者の指定があれば希望に従って払出しをいたしますが、指定のない場合は運営委員会に諮り適切な払出しをいたします。

#### (3) 申込方法

ア 預託を希望されたい方は、預託内容や条件等を明示のうえ、直接真岡市社会福祉協議会善意銀行にお申込み下さい。

イ 預託を利用されたい方についても受付をしておりますので希望者（団体）はお申込み下さい。

(4) ボランティアの紹介・育成

ボランティア活動を必要とする人たちの求めに応じ、必要とするボランティアの紹介及び発掘・育成を行なう。

(5) ボランティア活動に関する調査・広報・研修

ボランティア活動に関する調査・広報活動を通じ、潜在的な福祉ニーズやボランティア活動に対する関心を掘り起こすとともに、各種研修事業を行ない、ボランティアの資質の向上を図る。

(6) ボランティア・グループの連絡・調整及び助成

ボランティアの情報センターとして各種の情報や資料の提供を図るとともに、各ボランティアグループ間の連携を図り、より効果的なボランティア活動の推進を図ると共に、必要に応じボランティアグループに対する助成等を行い、その育成を図る。

5. 運営委員会

真岡市社会福祉協議会善意銀行の運営について意見を聴くため、社会福祉活動に関心を有する者により運営委員会を設置する。

6. 預託金の経理

この銀行に預託された金銭の経理は、真岡市社会福祉協議会の特別会計において処理するものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。